

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第38号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年5月30日 17時10分ごろ	
発生場所	宮城県南三陸町荒砥漁港南西方の護岸 南三陸町所在の権現三等三角点から真方位238°800m付近 (概位 北緯38°40.6′ 東経141°29.1′)	
事故等調査の経過	平成23年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 ことぶき丸、4.8トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 MG3-41220（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	全損	
事故等の経過	<p>本船は、無人で荒砥漁港港内の入口付近に錨泊中、強風により走錨して港外へ向かい、平成23年5月30日17時10分ごろ、港外でうねりにより圧流され、荒砥漁港南西方に設置された消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、大破して沈没した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4（瞬間最大風速12.5m/s）</p> <p>海象：うねりの方向 南東、うねりの高さ 約2m</p> <p>仙台管区気象台は、南三陸町に対し、5月29日18時43分に強風波浪注意報を発表し、翌30日05時20分に暴風波浪警報に切り替えた。</p>	
その他の事項	<p>本船は、荒砥漁港港内の港口付近において、海底に沈めた土俵（錨の代わりに砂利を詰め込んだ約60kgのビニール製袋）36個により錨泊していた。</p> <p>本船は、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う大津波によって荒砥漁港港内に堆積した瓦礫の撤去に備え、通常100個以上沈める土俵を一時的に36個だけ沈めて錨泊していた。</p> <p>船長は、強風下、本船を監視していたところ、本船が走錨を始めたので、船を借りて本船に向かったが、乗り移ることができずに救助できなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、無人で荒砥漁港港内の港口付近に錨泊中、強風により走錨して港外へ流されたことから、荒砥漁港南西方に設置された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、通常100個沈める土俵を36個しか沈めておらず、土俵の把駐力が強風に対して十</p>

		<p>分でなかった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、暴風波浪警報が発表されていたことから、早期に港内の安全な場所に避難していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、本船が、無人で荒砥漁港港内の港口付近に錨泊中、強風により走錨して港外へ流されたため、荒砥漁港南西方に設置された消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な把駐力がない状態で錨泊している場合は、気象情報に十分注意し、状況に応じて早期に安全な場所に避難することが望ましい。